

中学生議会 議案第2号

基山町の子どもたちが集う場と賑わいに関する条例の制定について

基山町の子どもたちが集う場と賑わいに関する条例を次のように定める。

令和7年10月4日提出

基山町長 池 尻 蒼 佑

中学生議会 条例第2号

基山町の子どもたちが集う場と賑わいに関する条例

第1条 地域の子どもたちや、地域住民が集う場所が近辺にあまりないと感じるため、交流拠点となる場を設置する。また、安く食事を提供する場であればなお良い。将来的には地域の人と交流する場として賑わいを拡大することを目的とする。

第2条 子どもたちが気軽に通える交流の場及び食事を提供する場を、地域の公民館等に設置する。

- (1) 将来的には交流の場・食事の提供の場を増やし、地域の交流拠点としての役割を果たすようにする。
- (2) 安く買える価格設定のメニューをつくり、子どもたちが気軽に行けるような場所にする。

第3条 第1条の目的を達成するために、賛同する者に運営を委託することができる。

2 委託を受けた者が行う業務の範囲は次に掲げるとおりとする。

- (1) 運営及び食事提供に関すること。
- (2) 提供する食事は安価な価格設定にする。

第4条 利用者は次のいずれかの者とする。

- (1) 主に小学生中学年以上から中学生までの子どもたち。
- (2) 友好関係を広めたい人。

2 場合によっては前項の限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

現在の基山町には子どもたちが集い、楽しくひとときを過ごせる場と意見交流の場がないと感じている。そのため子どもたちの交流の拠点を作り、地域の賑わいを創出することを目的として、軽食等を提供できる場を設け、地域活性化を推進する。